明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六八）　二
〔省　令〕
○外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（外務一五）　二
〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務一三九）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二六）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二七）　三
○科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件（同一二八）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産一五八〇～一五八六）　四
○パン粉の日本農林規格の一部を改正する件（同一五八七）　四
○トマト加工品の日本農林規格の一部を改正する件（同一五八八）　四
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一一七）　五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通一〇八七）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同一〇八八）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇八九～一〇九三）　五
○道路に関する件（四国地方整備局四五）　七
○道路に関する件（北海道開発局五四、五五）　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔褒　賞〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
法　務
公証人任免（法務省）　九
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

府　令

○内閣府令第六十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第七条第二項第六号及び第二十二条第一項の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（公益認定の申請）	（公益認定の申請）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	3　法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、公益認定の申請をしようとする一般社団法人又は一般財団法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）	六　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
七　［略］	七　［同上］
（事業報告等の提出）	（事業報告等の提出）
第三十八条　法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。	**第三十八条**　法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。
一　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）	一　第五条第三項第六号に掲げる書類
二・三　略	二・三　同上
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○外務省令第十五号

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行に伴い、外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十五日

外務大臣　上川　陽子

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五条第四項」を「第五条第六項」に改める。

附　則

この省令は、旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。